

各小・中学校長 様
義務教育学校長 様

釧路市教育委員会
教育長 岡 部 義 孝

「緊急事態宣言」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃より、釧路市の教育行政の推進にあたりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全道的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる状況にあることから、国は、8月25日の新型コロナウイルスの政府対策本部会合において、北海道など8道県を、緊急事態措置区域に追加すると決定しました。宣言発令期間は今月27日から9月12日とされており、別添写しのとおり、全道をより一層強い対策を行う「特定措置区域」と「一般措置区域（特定措置区域以外の市町村）」とに分けて指定し、各地域の感染状況を踏まえた対策を行うこととした旨、北海道教育庁学校教育局長より通知がありましたのでお知らせいたします。

釧路市におきましては、上記による「一般措置区域」の指定となったことから、下記の内容について、対応いただきますようお願いいたします。

記

1 学校生活全般（登下校、授業等）について

- (1) 改めて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和3年4月28日改訂）」に基づき、学校の教育活動における感染防止対策を徹底すること。その際、感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わないことや、校内の広い空き教室等の活用により密状態を回避するなど感染防止対策を徹底すること。
- (2) 児童・生徒と同居家族の感染状況を学校として即時に把握し、状況により学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じること。この場合において、児童・生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、双方向のコミュニケーションにより健康観察を行ったり、オンライン学習等により学びを保障したりするよう努めること。
- (3) 日常生活における感染症対策についてはこれまで以上に万全を期すこととし、手指消毒やマスクの着用はもちろんのこと、今後製作予定のCO2測定器の活用や、感染症対策を目的に購入した機器（送風機や空気清浄機等）を十分に活用すること。

2 学校行事について

- (1) 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、宣言発令期間の実施を見合わせるとともに、実施内容についても感染防止の観点から十分検討すること。
- (2) 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期とすること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

3 部活動について

- (1) 原則休止とし、全道・全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染症対策を徹底し、活動を厳選するとともに、活動場所は自校内に限定して実施すること。
- (2) 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、部活動における感染防止対策については、顧問等に委ねるのではなく、管理職が責任をもって全校指導体制を確立すること
- (3) 合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

4 抗原簡易キットについて

- (1) 今後、国より送付される抗原簡易キットについては、現在道教委と調整中であり、後日各校宛てに配付の予定であること。